

質問		回答
Q1	営農型太陽光発電施設を設置する場合は条例の対象になりますか。	発電出力の合計が10キロワット以上のものは対象となります。
Q2	届出書には自署や押印が必要ですか。	原則として、自署や押印は必要ありません。ただし、事業計画の届出に必要となる『誓約書』については押印が必要です。
Q3	届出書への記入を誤った場合は、訂正印の押印が必要ですか。	訂正印は必要ありません。訂正箇所を二重線で削除し、訂正してください。
Q4	代理人が届出を行ってもいいですか。	各種届出書の届出者は、太陽光発電事業を行う事業者ですが、窓口へ届出書を提出するのは代理人でもかまいません。
Q5	事業区域の位置図はどのようなものを提出すればいいですか。	地図や航空写真などに事業区域の範囲を囲み、事業区域を示したものを提出してください。(縮尺1,000分の1以上)
Q6	届出書に記入する事業区域の面積は、公図による面積と現況の面積のどちらを記入すればいいですか。	現況の面積を記入してください。
Q7	周辺関係者の範囲を教えてください。	条例施行規則で定める範囲内の「土地又は建築物の所有者等」及び「自治会の代表者」が周辺関係者となります。
Q8	事前協議書を提出後、事業を取り止めた場合はどうしたらいいですか。	市環境政策課へその旨をご連絡ください。
Q10	事業開始届出書に添付する現況写真はどのように撮影すればいいですか。	事業区域の全景及び標識が設置されている状況が確認できる写真を添付してください。
Q11	届出をしなかった場合、罰則がありますか。	ありません。ただし、勧告の対象となり、正当な理由なくこれに従わないときは、事業者の氏名及び住所、勧告内容、勧告に従わなかった事実を公表する場合があります。
Q12	工事の着手とは具体的にどういったことをいいますか。	太陽光発電設備の設置のみならず、設置のための樹木伐採や土地の造成といった行為も工事の着手に含みます。ただし、現地の測量などの準備行為は含まれません。
Q13	条例の施行前に設置した太陽光発電設備は、手続が必要ですか。	事前協議や説明会の実施、事業計画の届出は不要ですが、令和8年3月31日までに、標識を設置し、関係書類を添付した事業開始届出書を提出してください。
Q14	周辺に居住者がいない場合も説明会を開催する必要がありますか。	市ホームページ等で事業計画を知った「周辺の土地又は建築物の所有者」等が出席を希望する可能性があるため、説明会を開催してください。
Q15	説明会の開催時刻を過ぎても参加者がいない場合は説明会を開催しなくてもいいですか。	参加者の遅刻対応のため、説明会の終了予定時刻までは待機してください。
Q16	説明会には発電事業者本人の出席が必要ですか。	発電事業者本人が出席できない場合は、代理人による説明も可能ですが、事業内容や事業者の意向を説明できる人が出席し、説明をしてください。 発電事業者本人が出席できない場合は、オンライン出席や、電話連絡ができるよう待機するなどの対応をとってください。
Q17	同時期に、隣接した場所で複数の太陽光発電設備を設置予定です。説明会はそれぞれ開催する必要がありますか。	複数の事業の説明会を同時開催として、重複する部分の説明は省略することが可能です。

質問		回答
Q18	設備稼働と同時に、事業譲渡を予定しています。事業者変更の説明会はいつすればいいですか。	事業者変更による事業変更届出書を市へ提出するまでに実施してください。 なお、設備を新規設置する際に、事業譲渡の内容が確定している場合は、設備設置の際の説明会とまとめて開催することができます。その場合は、市への説明会開催情報連絡票を「新規」と「変更」と両方提出してください。
Q19	事業譲渡による事業者変更の場合、変更届などの手続は、変更前と変更後のどちらの事業者がすればいいですか。	市へ提出する変更届は、変更後の事業者が提出してください。事業者変更に伴う説明会は、変更前後の事業者両者が共同で実施してください。
Q20	建物の屋根と敷地の両方に太陽光発電設備を設置する場合は、条例の対象となりますか。	敷地へ設置する太陽光発電設備が条例の対象となる規模であれば、条例の対象となります。
Q21	周辺関係者の範囲に敷地の一部が含まれ、その敷地に建っている建物が含まれない場合、説明会の対象はどうなりますか。	敷地の一部が周辺関係者の範囲に含まれる場合、建物が範囲外であっても、敷地の使用する権利を有するため、建物の居住者等も説明会の対象としてください。
Q22	届出書に記載する敷地の面積は、太陽光パネルの設置範囲の面積を記載すればいいですか。	敷地の面積は、太陽光パネルの設置範囲のみではなく、事業区域に該当する土地の合計面積を記載してください。